



# 島根県報

平成30年10月12日（金）

号外 第 128 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	4
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（高齢者福祉課）	8
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	（港 湾 空 港 課）	9
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	10
島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	12

## 公布された条例等のあらまし

### ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

#### 1 条例の概要

(1) 内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、東京都の特別区から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について知事の認定を受けた事業者が、同整備計画に従って、総務省令に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、次に掲げる県税の課税を免除することとした。（第8条の2関係）

ア 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税

イ 当該特別償却設備のうち償却資産の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度分の固定資産税

(2) 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を平成32年3月31日までとすることとした。（第8条の2関係）

(3) 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

(4) その他規定の整理

#### 2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)及び(2)については、平成30年6月21日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した場合に適用することとした。ただし、1の(3)については、平成32年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第32号）

#### 1 条例の概要

(1) サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームを追加することとした。（第12条第6項関係）

(2) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を、常勤換算方法で、1以上とすることとした。（第12条第7項関係）

(3) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を、常勤換算方法で、1以上とすることとした。（第12条第10項関係）

(4) サテライト型養護老人ホームに置かないことができる職員について、本体施設が養護老人ホームである場合の基準を追加することとした。（第12条第12項関係）

(5) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（条例第33号）

#### 1 条例の概要

港湾施設の使用料の新設（別表第2関係）

港湾施設の種類	使用料の額
軌道走行式荷役機械	1時間につき 50,810円

#### 2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

### ◇島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

号)

## 1 条例の概要

## (1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

## ア 建築物の敷地と道との関係の建築の認定に係る手数料の新設（別表第4関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円

## イ 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可に係る手数料の新設（別表第4関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円

## ウ 引用する条項の整理

## エ その他規定の整理

## (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

## ア 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第25号関係）

## (ア) 建築物の敷地と道との関係に関する認定に係る申請の受理

## (イ) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築に関する許可に係る申請の受理

## イ 引用する条項の整理

## ウ その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

## 1 条例の概要

## (1) 殉職者特別報賞金の上限額の改正（第3条関係）

改正前	改正後
2,520万円	3,000万円

## (2) その他規定の整理

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金について適用することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 31 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出し中「県税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第 1 項中「認定地域再生計画（次項）」を「認定地域再生計画（以下この条）」に、「第 5 条第 4 項第 5 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号イ」に、「次項において「地方活力向上地域」を「以下この条において「地方活力向上地域」に、「平成30年 3 月 31 日」を「平成32年 3 月 31 日」に改め、「者に限る。」の次に「次項及び第 3 項において同じ。」を加え、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「前日まで」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、「法人又は個人に対して課すべき次の各号に掲げる県税」を「特別償却設備を当該法人の営む事業の用に供した日の属する事業年度（以下この項において「供用開始事業年度」という。）の初日から起算して 3 年以内に終了する各事業年度又は当該特別償却設備を当該個人の営む事業の用に供した日の属する年以後 3 年間の各年に係る地方税法第72条の12又は第72条の49の11の規定による事業税の課税標準のうち、地域再生法省令第 3 条の規定により計算した額に対して課すべき事業税」に、「、第16条の 2、第22条又は第57条」を「又は第16条の 2」に、「それぞれ当該」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法人 次に掲げる事業年度分の区分に応じ、県税条例第16条各項に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第 1 事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して 1 年以内に終了す

る各事業年度分をいう。) 2分の1

第2事業年度分(供用開始事業年度の初日から起算して1年を超え2年以内に終了する各事業年度分をいう。) 4分の3

第3事業年度分(供用開始事業年度の初日から起算して2年を超え3年以内に終了する各事業年度分をいう。) 8分の7

(2) 個人 次に掲げる年分の区分に応じ、県税条例第16条の2第1号に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第1年分 2分の1

第2年分 4分の3

第3年分 8分の7

第8条の2第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)」を削り、同項第1号中「(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)」を削り、同項第2号中「(公示日以後に取得されたものに限る。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者である法人又は個人が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。第4項第1号において同じ。)に対して課すべき不動産取得税の課税を免除す

る。

- 3 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者である法人又は個人が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該特別償却設備（公示日以後に取得されたものに限る。次項第2号において同じ。）のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度分の固定資産税の課税を免除し、その翌年度分（以下この項において「第2年度分」という。）及び翌々年度分（以下この項において「第3年度分」という。）の固定資産税については、県税条例第57条の規定にかかわらず、次に掲げる税率によって課税する。

(1) 第2年度分 100分の0.35

(2) 第3年度分 100分の0.7

第13条第1項第1号中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

附則第5項中「第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号」を「第8条の2第4項第1号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第1号の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定は、同条に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、平成30年6月21日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課

税免除等に関する条例第 8 条の 2 に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、同日前に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

- 3 平成30年 6 月21日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 8 条の 2 の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「又は同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第31号。以下「平成30年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 2 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は平成30年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は平成30年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第32号

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



島根県港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 33 号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

	1 係留24時間 を超える場合	6 円20銭に24 時間を超える 12時間までご とに 3 円10銭 を加算した額	6 円69銭に24 時間を超える 12時間までご とに 3 円34銭 を加算した額
--	--------------------	---	---

を

	1 係留24時間 を超える場合	6 円20銭に24 時間を超える 12時間までご とに 3 円10銭 を加算した額	6 円69銭に24 時間を超える 12時間までご とに 3 円34銭 を加算した額
軌道走行 式荷役機 械		1 時間につ き	47,047円 50,810円

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第34号

島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条中「がけ(」を「崖(」に、「こえる」を「超える」に、「がけの」を「崖の」に改める。

別表第4の8の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表の8の2の項とし、同表の7の項の次に次のように加える。

8 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
---	--------------------

別表第4の32の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

32の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
---	---------------------

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄中(54)を(55)とし、(36)から(53)までを(37)から(54)までとし、同欄の(35)中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同欄中(35)を(36)とし、(3)から(34)までを(4)から(35)までとし、同欄の(2)中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同欄中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第43条第 2 項第 1 号の規定による建築物の敷地と道との関係に関する  
認定に係る申請の受理

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第35号

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例（昭和42年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県警察職員の特別報賞金に関する条例

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「特別ほう賞金」を「特別報賞金」に改める。

第3条第1項第1号中「2,520万円」を「3,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県警察職員の特別報賞金に関する条例第3条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金について適用し、同日前に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金については、なお従前の例による。